

□被害者や加害者にならないために

7日（月）、各務原市教育委員会より、元岐阜県警、警察官の野木浩貴さんを講師にお招きし、「被害者や加害者にならないために」という内容で講話をしていただきました。

身近な例を挙げて、分かりやすくお話ししていただきました。他人のものを盗んだり、駅にある自転車をちょっと借りるだけ…という気持ちで乗ったりすることは、窃盗罪になります。また、LINEなどでトラブルとなり、相手のことを誹謗中傷するような書き込みをして拡散するようなことは、名誉棄損にあたります。

特にこれから夏休みを迎えるにあたって、SNSやオンラインゲーム等のチャットで知り合った相手の甘い誘いに乗って、全く知らない人に会いに行ってしまうと、被害者となりうるし、この時点で誘った相手も加害者として犯罪（未成年者略取及び誘拐）が成立してしまうという話も聞きました。

自分の行動を決めるのは、最終的には自分自身です。「理性」と「自制心」をしっかりと持ち、正しい判断ができる人になりたいです。

